

平成22年第4回区議会定例会 議決結果

区長が提出した議案は、すべて原案どおり可決されました。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

◆予算案2件

◎平成22年度補正予算

●平成22年度新宿区一般会計補正予算(第6号)

●平成22年度新宿区老人保健特別会計補正予算(第2号)

◆条例案17件

◎一部改正の条例

●新宿区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

●新宿区立生涯学習館条例の一部を改正する条例

●新宿区立産業会館条例の一部を改正する条例

●新宿区立消費生活センター条例の一部を改正する条例

●新宿区立保育所条例の一部を改正する条例

●新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例の一部を改正する条例

●新宿区立リサイクル活動センター条例の一部を改正する条例

●新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例

●新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例

●新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例

●新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

●新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部を改正する条例

●新宿区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

●新宿区監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

●新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例

●新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

●新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◆その他18件

●特別区道の路線の認定について(3件)

●公の施設の指定管理者の指定について(15件)

生活サポート相談室から

東京都生活安定化総合対策事業をご利用ください

【対象】次のすべてに該当する方。▼世帯の生計中心者で収入が基準(下表)以下、▼預貯金等資産の保有額が600万円以下、▼現在お住まいの場所を除き、土地・建物を所有していない、▼都内に引き続き1年以上在住、▼生活保護を受

【問合せ】生活サポート相談室(新宿7-26-4、区民健康センター2階) ☎(5292)3250(月～金曜日午前9時～午後5時。火曜日は午後7時まで)へ。

収入基準額	扶養人数	総収入(年間)
1人	1人	260万円
2人	2人	320万円
3人	3人	380万円
4人	4人	440万円
5人	5人	500万円

※賃貸住宅にお住まいの方は、年額84万円(月額7万円)を限度に、家賃支払額を本人収入額から減額します。

就職チャレンジ支援事業に申し込みを

正社員としての就職を希望する方に職業訓練の機会を提供するとともに、安定した就業に向けて支援しています。委託訓練の申し込みは、1月25日(火)まで受け付けています。事業は3月で終了します。

高校・大学等の受験料と学習塾等の受講料を貸し付けています

中学3年生・高校3年生の保護者の方を対象に、高校・大学等の受験料、学習塾等の受講料の貸し付けなどのご相談をお受けしています。高校・大学等に入学した場合は返済が免除されます。

ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインを策定します

素案へのご意見をお寄せください

高齢化、少子化、国際化の進行などによる社会の変化、環境問題への意識の高まり、障害のある方とともに暮らすノーマライゼーションの理念の浸透、災害や犯罪等への不安の増大などから、さまざまな方に配慮したまちづくりが必要になっていきます。こうした状況から、区では、誰もが移動しやすく、利用しやすく、分かりやすいまちづくりのため、「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」の策定を進めています。このガイドラインは、利用者・居住者の視点で、「まちの改善すべき点に気付き」「望まれるまちの姿を実現」することを目指しています。今回は、パブリック・コメント(意見公募)により、素案への皆さまのご意見を伺います。説明会も開催します。素案は、都市計画課・広聴担当課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館で閲覧できます。新宿区ホームページでもご覧いただけます。

ユニバーサルデザインガイドラインとは

ユニバーサルデザインとは、年齢・性別・国籍・個人の能力に関わらず、できるだけ多くの方が利用できるように、利用者本位・人間本位の考え方から「快適な環境」をデザインすることです。そのためには、まちづくりに取り組む側が、利用者・居住者の視点で、移動・利用・情報の連続性を確保したまちづくりへの取り組みを心掛けることが重要です。ガイドライン(素案)は、社会の変化や新宿のまちのさまざまな課題に対応するため、「つかい手」「つくり手」「行政等」の連携による都市空間の改善や、都市空間の整備だけでは対応できない部分を補うソフト面の取り組みを示すものです。

ガイドライン(素案)に定める主な内容

▼ユニバーサルデザインの視点でのまちづくりの方向性、▼ユニバーサルデザインの視点でのまちづくりの取り組み、▼ユニバーサルデザインの継続的な改善、▼総合的なユニバーサルデザインの推進に向けて

ガイドライン(素案)へのご意見をお寄せください

パブリック・コメント制度(意見公募) ご意見には住所・氏名のほか、在勤・在学の方は勤務先・学校の名称を記入してください(氏名等の個人情報報は公開しません)。



説明会にご参加ください

【日時】1月14日(金)、①午後2時～4時、②午後7時～9時(①②は同じ内容) 【会場・申込み】当日直接、区役所第2分庁舎分館1階会議室(新宿5-18-21)へ。各先着30名。

産業振興基本条例の制定に向けて

パブリック・コメントを実施しました

区内産業のより一層の活性化を目指し、「新宿区産業振興基本条例」の制定に向けて取り組んでいます。条例の内容について、パブリック・コメント(意見公募)を実施しました。お寄せいただいたご意見(46件)と区の方針は、産業振興課・広聴担当課(本庁舎

3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館で閲覧できます。新宿区ホームページでもご覧いただけます。

条例に定める主な内容

◎前文：条例制定の背景や産業振興への決意 ◎条例の基本的な考え方：条例制定の目的、用語の定義、基本理念(創意工夫及び自助努力に基づく事業活動の促進・中小企業の成長と発展・商店街の発展と活性化・創業環境の整備・創造力ある産業の育成) ◎区の責務：基本的施策の実施、事業者・商店会等との連携、他施策との調和及び連携、組織体制の整備、財政上の措置、計画の策定

◎各主体の役割：事業者・商店会・産業経済団体・金融機関・教育研究機関・区民の役割 ◎実施状況の公表：産業振興に関する施策の実施状況の公表 ◎会議体の設置：産業振興の推進・評価・検討を行う会議体の設置 ●お寄せいただいたご意見の一部を紹介いたします 【ご意見】区民が持つさまざまな課題を解決するため、区民と協働で事業を創造し育成するという視点もあると思う。 【区の考え方】産業振興の

ユニバーサルデザインの視点でのまちづくりのイメージ 協働による取り組みの考え方

